

令和2年度第3回尼崎市環境影響評価審議会 議事概要

日時：令和2年10月28日 午前10時00分から午前11時10分まで

場所：市役所本庁舎中館 8階 8-2会議室

出席者

審議会委員：11人（委員の一部についてはWeb会議システムを用いて出席）

事業者：3人

事務局・関係所属：6人

傍聴者：なし

○開会

- ・定足数の確認（1人途中から参加）
- ・Web会議システムの操作方法などの説明
- ・配付資料の確認

事務局：

それでは、議事に入りたいと思います。

ここからの進行については、会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議事

議事 尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について

会長：

それではさっそく議事に入りたいと思います。

本日の議事は前回に引き続き、「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について」となっております。

第2回審議会において、環境影響評価の対象項目に関する審議は概ね終えることができおりますので、第1回審議会において、事務局から説明があったとおり、今回と次回で調査・予測・評価の手法、事前環境配慮の内容について審議していきたいと思っております。

また、審議が円滑に進み、時間があるようでしたら、答申内容についても審議できればと思っております。

なお、答申内容について審議に入りますと事業者に退室を求めることとなります。また、次回以降についても答申内容については事業者の出席は求めませんので、事業者の確認事項がある場合には、それまでをお願いいたします。

それでは、まず、前回の審議会における意見などについて、補足説明などがあれば、事業者から説明を受けたいと思っております。

事業者から何かありますでしょうか。

事業者：

－資料1に基づき説明－

※ 資料1において第2回審議会での回答・見解について補足をしたものについては下線で示している。

会長：

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か確認すべき点はございますでしょうか。

委員：

よろしいでしょうか。

資料1のNo.12について確認したいことがあります。

「矢板で囲われていない範囲で帯水層に及ぶ掘削」とありますが、矢板で囲うか囲わないかというのは、地下水の汚染対策とも関係してくることになりますが、矢板で囲うか囲わないかはどのように決めるのでしょうか。

事業者：

事業を実施するにあたって、現時点で想定している状況としましては、土壤汚染対策法に関するガイドライン（土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版））のp642の表5.9.1-1の「形質変更時要届出区域」において「一般管理区域」として分類されているものです。この中で「帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法の基準」が示されているものとして、「環境省告示第5号」というのがあります。これについては、表外の「【備考その1】」に注釈がありますが、大きく分けると「1」にあるのが矢板を打設して施工する方法、「2」の「ロ」にあるのが矢板を打設せず施工する方法となります。

「1」については、「イ」に「形質変更範囲の周囲遮水」とあり、これが矢板を打設するという意味になります。この場合には、「ロ」にあるとおり「地下水位の制御」が求められており、矢板で囲われている範囲の地下水位を下げることで、周囲に汚染の拡散を招かないような対応を取りますので、地下水の水質の監視は求められておりません。

「2」の「ロ」については、矢板を打設しませんので、「(2)」にありますように「地下水の水質の監視」が求められます。

現時点では、施工方法までは決めることはせず、矢板を打設するかしないか、打設する場合にはどこに打設するかについては、施工事業者の判断によることとする方向で検討しております。ただし、いずれの施工であったとしても、ガイドラインに則った対応を施工事業者には求めることとなります。

委員：

もう少しよろしいでしょうか。

矢板を打設する範囲と深さというのは、汚染の範囲や、帯水層の位置、地下水の流れ方に応じたものとなると思いますが、地下の状況はわかっているのでしょうか。

事業者：

事業予定地は、過去からごみ処理施設が立地していた場所です。地質調査が行われております。

また、本事業の実施にあたっては、地質調査を行っており、帯水層や準不透水層の位置については、把握できております。帯水層に影響が及ばないよう準不透水層まで矢板を打設するなどにより施工することになると考えております。

委員：

わかりました。

ありがとうございました。

会長：

土壌汚染のことについて、他に確認すべきことはありませんでしょうか。

資料1のNo.4において、環境影響評価の項目選定についての考え方が示されており、土地利用の状況、保全対象の存在・分布状況、法令等の基準・要件を踏まえて選定を行っているかとあります。

事業予定地では土壌汚染があることが予想されていますが、土壌汚染対策法に基づいた環境保全措置を講じるので調査・予測を省略するとしております。環境影響が軽微、類似事例により影響が明らかであることを理由に調査・予測を省略するという他の項目とは考え方が異なりますので、慎重な確認が必要になるかと思っております。

委員：

矢板を打設する、しないほどのように判断するのでしょうか。矢板は打設してしまったほうが心配事は減るのではないのでしょうか。

事業者：

ごみ焼却施設を建設する際には、深さが15m程度となるごみピットを設置することになります。設置にあたっては、掘削をすることになりますが、一般的には土留めが必要となるため、掘削箇所の周囲を矢板で囲うことになると思います。しかしながら、矢板を打設しなくてもよい工法もありますので、発注時に細かな工法までは指定せず、どういった工法を選択するかについては、施工事業者の判断で選択してもらおう予定としています。

そのため、仕様では土壌汚染対策法やガイドラインに沿って施工しなさいと示すことになると考えております。

委員：

わかりました。

会長：

この他にいかがでしょうか。

委員：

事業予定地は工業地帯であり、過去には地盤沈下もあった場所だと思います。そのため、地下水についてはしっかりと配慮が必要なのではないかと思います。

会長：

土壌汚染対策法は健康被害の防止を目的としておりますが、環境影響評価の対象としては生活環境の保全も含まれているため、環境影響評価のほうが広い範囲を考慮する必要があります。

土壌汚染対策法やガイドラインは健康被害の防止の観点から必要な事項が定められているものですので、生活環境の保全といった観点からは不足している部分があるかもしれませんが、事業者から何か補足はありますでしょうか。

事業者：

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの公害関連の法令では健康被害の防止と生活環境の保全を目的とし、土壌汚染対策法は健康被害の防止を目的としたものであるということは認識しております。

しかしながら、ガイドラインでは土壌や地下水の取り扱いについてきめ細かに示されており、ガイドラインに基づいた対策を講じることは生活環境の保全にも資するものであると考えております。

また、事業予定地については、近傍に住居がなく、地下水の利用もないことや農地・漁業地もありませんので、基本的にはガイドラインに沿って施工すれば、生活環境に対しても問題は生じないと考えております。

会長：

水質をご専門にされている委員の方、何かありますでしょうか。

委員：

特にありません。

副会長：

結構です。

会長：

それでしたら、この他について、確認すべき点などがあればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

委員：

資料1のNo.6において地域住民の意見も聴くということで説明がありましたが、「説明会を開催しますので来てください」という案内をどういう形で誰を対象に伝えるのでしょうか。市報に掲載するだけでしょうか。それだけでは意見を聴くべき人たちから本当に意見を聴けるかどうか疑問があります。

説明会の案内の仕方についても考えていただきたいと思います。

会長：

どのような形で説明会を開催するのかについて、現時点での予定を説明いただければと思います。

事業者：

実施計画書については、条例では実施計画書の提出から15日以内に説明会を開催することが必要となっており、本事業では、事業予定地の周辺の住民の皆さまを主な対象として、市報やホームページでの案内に加え、地域のコミュニティ掲示板にも案内を掲示しました。

しかしながら、実際に説明会に参加された方はほとんどおらず、周知が至らなかったのか、事業予定地が工業専用地域であり近くに人が住んでいないため関心を持っていらっしゃる方がいなかったのかははっきりしない状況です。

準備書についても、条例に基づき説明会を開催することが必要となっておりますので、できるだけ多くの方に参加していただけるように、検討させていただきたいと思います。

会長：

ご指摘がありましたように、地域住民や事業に関心のある方々からの意見を把握して、懸念されることについては早めに考慮しておくというのも環境影響評価の大きな目的ですし、実効性を担保するうえでも非常に重要なことです。

情報が関係者に伝わらないということについてですが、環境省の優良事例集などでも紹介されているのは、関係者の範囲がある程度限定されているのであれば、ポスティングなどにより個別に案内するという方法もあります。この他に、更新事業を検討する際に関わった方々などが関心を持っている可能性があります、何か情報提供などはされていますでしょうか。

事業者：

新ごみ処理施設の整備に関する計画の策定に携わっていただいた方の全員にお知らせをしているというわけではありませんが、事業の影響が及ぶと考えられる地域から選出されている議員への説明などは行っております。

会長：

新ごみ処理施設整備基本計画の策定に携わっていた委員がいらっしやると聞いていますが、検討の場で関心・懸念が寄せられた事項などはありましたでしょうか。

委員：

過去に類似の事例に関わったことがあります。その際には工事の際の資材の搬入などに起因した交通量の増加とこれによる騒音などに関する意見があったかと思えます。

ただ、過去の事例と本事業では立地条件が異なるため一概には言えない部分もあるかと思えます。

会長：

本事業においては、事業予定地の近傍に住居が存在しているわけではありませんが、車両の走行ルートによっては騒音や大気汚染などといった影響が出る可能性があるということです。

この観点から他に意見はありませんでしょうか。

事務局：

実施計画書の p5-1 に事前環境配慮を整理した部分があります。(1) ①では「まちづくりに関する各種方針等と整合性を確保する」することを求めており、事業者の見解としては、「まちづくりに関する各種方針等を考慮する」とあります。

本事業では、p4-10 などの図にあるとおり国道 43 号から南下する道路（五合橋線）が車両の主な走行ルートとして緑色の矢印で示されていますが、本市の都市計画マスタープランの p137 にも示されているとおり国道 43 号と南下する道路が交わっている部分で交通渋滞が生じやすい場所であるとされています。

本事業とまちづくりに関する方針である都市計画マスタープランとの整合を図る必要があるかと思えますが、交通渋滞を悪化させないための対策などはありますでしょうか。

会長：

調査・予測の段階において、他のルートの検討もしたうえで準備書を作成する必要性にもつながる部分かと思えますが、事業者から説明をお願いいたします。

事業者：

事業予定地については、河川に挟まれた半島のような形をしている場所にあり、幹線道路としては 1 つしかないという状況となっています。

そのため、工事の際には事業予定地の南側にある阪神高速 5 号湾岸線の利用による迂回などについて、施工業者に協力をお願いすることになると考えております。一方で、通常のごみ収集の際には、生活道路を抜け道のように利用するということではできませんので、主には引き続き五合橋線を利用することになると思えます。

ただ、いずれにしても車両の主な走行ルートとしては、五合橋線となりますので、調査・

予測の対象としては、p4-10にある箇所としたいと考えております。

事務局：

わかりました。

会長：

この点について、他に何かありますでしょうか。

委員：

工事車両に関しては、個々の車両がどのように走行するかによって騒音・振動は大きく変わってきますので、施工事業者にはその点をしっかりと伝えていただきたいと思います。

特に複数の車線がある道路では、なるべく内側を走行するだけで、振動はかなり低減されます。

会長：

重要な部分かと思いますが、この点も考慮して答申内容を検討していきたいと思います。

事業者からは工事中と供用時の車両について説明がありましたが、尼崎市の歴史的な経緯を踏まると、なるべく環境負荷を低減するために阪神高速5号湾岸線を利用していくという責務も市にはあると思います。

予測にあたっては、工事中に阪神高速5号湾岸線を利用することでどの程度の環境負荷の低減が図れるのかといった点も踏まえていただければと思います。供用時については、ごみ収集事業者への啓発も含めた対策を検討する必要があるかもしれません。

この他に、調査・予測・評価の手法や事前環境配慮の内容も含めて何かご意見などはありますでしょうか。環境影響評価の対象項目に関する審議の中でこれらについても一定の審議が行われている状況ではありますが、いかがでしょうか。

会長：

今、入室された委員の方がいらっしゃいますが、現時点で何か確認すべきことはありますでしょうか。

委員：

途中からの出席となり申し訳ありません。

現時点では追加での質問などはありません。

会長：

この他に特にないようでしたら時間がありますので、答申内容についての審議に入りたいと思いますので、事業者には退出を求めたいと思います。

今後、確認すべきことなどがあれば、事務局を通じてお願いすることになると思いますので、その際にはよろしく願いいたします。

事業者におかれましては、これまで出席いただきありがとうございました。

事業者：

ありがとうございました。

- 事業者 退席 -

会長：

ここからは答申内容について審議をしていきたいと思えます。

事務局において答申（案）として、たたき台を用意してもらっておりますので、説明をお願いします。

事務局：

－資料2に基づき説明－

会長：

本日は、答申内容のイメージとして、資料で説明していただきましたが、先ほどの騒音・振動に関する議論などについては、反映されておりませんので、これらは後ほど反映されるということとを前提として議論していただく必要がありますが、いかがでしょうか。

委員：

個別事項の中に「風害」については意見がありますが、「水害」への対応を意見する必要はないのでしょうか。東南海地震がいずれ発生すると言われており、津波などへの備えが必要となると思えます。

事務局：

環境影響評価の対象としては、通常の施設の操業による環境影響となっており、地震などによる災害のような例外的な事象については対象としておりませんが、水害への対策については事業全体の中では検討されております。

会長：

災害で稼働している施設が破損したりすることで、環境影響が生じる可能性はあり、他国では事故時も環境影響評価の対象とすることもあります。日本の環境影響評価制度は他国に比べて対象とする環境の範囲が狭い傾向にあります。

委員：

資料2にある内容以外に意見とすべきものがないか考えてみたのですが、先ほどの議論にもあった騒音・振動ですとか、どこの現場でも問題になるのものとしては、工事中の粉じんがあるか

と思います。

本事業については、近傍に住居がないという条件をどこまで考慮すべきかということもありますが、何らかの対策は必要と思いますので、指摘すべきではないかと思います。

事務局：

騒音・振動については、本日の交通渋滞に関する審議と併せて出てきたものですので、答申内容に加えるよう対応したいと思います。

工事中の粉じんについては、これまでの審議の中では触れられておりませんでしたので、資料2としてお示ししている答申（案）には記載しておりませんでした。問題になりやすいということですので、意見に加えるよう対応したいと思います。

会長：

実施計画書で示されている内容については事業者を確認すべき部分がないということで、意見が出なかったということもあると思いますので、これまでの審議で触れられていなかったことであっても、ご意見などがあればお願いいたします。

また、先ほどの粉じんについては、現在は環境影響評価の対象項目として選定されていないため、一度、事業者に見解を確認したほうがよいかもかもしれませんが、いかがでしょうか。

委員：

環境影響評価の対象項目として選定するというよりも、工事の際に問題となりやすいことですので、指摘だけはしておいたほうがよいのではないかと思います。

工事に関係する環境影響について細かな部分まで挙げるときりがないので、工事に一般的に問題となりやすいことについては注意するよう指摘をしておくという意味です。

会長：

では、事務局から一度、粉じんについて選定していない理由を事業者を確認していただければと思います。

事業者の見解を踏まえて、次回の審議会でもう一度、確認できればと思います。

答申（案）の記載内容がこれまでの審議におけるご意見を踏まえたものとなっているかどうかも含めて、ご指摘をいただければと思います。

委員：

地域住民の意見を聴くということについて、何度か発言させていただいていますが、説明会を開催したけれども参加者はいませんでしたということでは、地域住民の声を聴いたことにはならないと思います。

地域住民に参加してもらうためには何が必要なのか、そして、参加してもらえなかった場合にはどうするのかということは事業者を考えておいてもらいたいと思います。

会長：

貴重な意見だと思います。

実施計画書に関する説明会で参加者がほとんどいなかったということですので、この反省を活かして準備書に関する説明会でどのように住民の参加を促すのかということについて、全般的事項で意見することを検討していただければと思います。

副会長：

資料1のNo.4の内容とも関係しますが、全般的事項の「イ」の部分で、答申（案）では「建て替えであること」には触れられていますが、これまでの審議内容を踏まえて、この他に近傍に住居がないこと、過去から苦情がなかったことも加えておいたほうがよいと思いました。

会長：

現在の表現では「建て替えであることなど」と表現しており「など」に含まれている内容をもう少し明確化したほうがよいというご意見ですが、この方向で検討してもらえればと思います。

この他に全体的なことだと「ア」の部分の3行目において「実行可能な範囲で環境保全のための措置を検討」とありますが、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を低減するという旨も加えておいたほうがよいと思いますので、検討していただければと思います。

この他にはいかがでしょうか。

特にこれ以上のご意見などがなければ、答申（案）の骨子としてはこの内容とし、本日の新たなご意見・ご指摘を反映させていくという対応になるかと思えます。

それでは、本日の審議を反映させた答申（案）につきましては、作成でき次第、委員の皆さまにお送りいただき、内容に対する意見があれば事前に事務局に伝えていただければ、必要な修正を加えた内容で次回の審議ができるかと思えます。

それでは、本日の審議についてはこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。